

# 近時の商取引環境の変化を踏まえた ルールのあり方について

～Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会～  
中間整理案の概要

平成30年11月

経済産業省

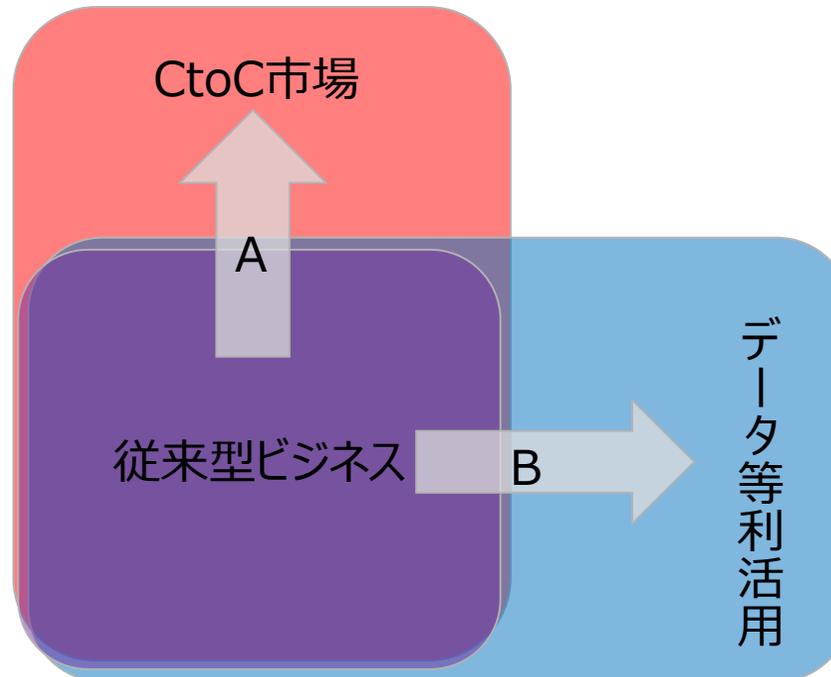
# 1. プラットフォーマーの登場と商取引環境の変化

- 近年、「プラットフォーム」を介する商取引が増大するとともに、商取引環境に下記2つの変化が発生。
  - プラットフォーマーの関与により、個人による情報発信能力及び情報収集能力が補強され、個人が供給者となる環境が整備されるように（CtoC市場の成立）。
  - 個人ごとに付与したアカウントを介したデータ集約、データ分析が可能となる等、技術の発展及びデータの利活用により、これまでは拾いきれなかったニーズへの対応や従来型の業務の効率化が可能に

## A CtoC市場の出現

- ✓ 「個人」が財・サービスの供給者として参加するCtoC市場の出現

⇒ フリマ、オークション、シェアリングエコノミーに代表される、CtoC市場を創設するマッチング型プラットフォームが対象



## B データ等利活用

- ✓ 技術の発展やデータの利活用を通じた、新サービスの提供や業務効率化、業種横断的ビジネスの登場
- ⇒ データを収集し・分析を行うことが可能であるデジタル・プラットフォーム（マッチング型のみならず、メディア型なども含む）が対象



※CtoCの市場のみならず、多様な事業展開を実現

## 2. 基本原則とConnected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会

- 未来投資戦略2018における、「イノベーションを踏まえた金融商取引法制の見直し」と「プラットフォーム選択環境の整備」という記載を受け、「①イノベーションの促進」と「②社会的責任・公正の実現」を基本原則に、**C to C市場**の成立・拡大や**データ利活用を基礎とした業横断的なビジネス**の活発化などの**環境変化**を踏まえた商取引ルールのあり方を検討すべく、産業構造審議会商務流通情報分科会の下、本年7月に「**Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会**」を設立。11月に中間報告を整理。

### 検討における基本原則

#### 基本原則① イノベーションの促進

- 業横断的ビジネスの出現等、産業構造の変化を適切に反映した規制により、我が国の企業のイノベーションに繋げる。
- 意欲的な事業者が、データの利活用等を通じ革新的なサービスを創出するとともに、こうしたサービス提供によって消費者利便を向上させる。

#### 基本原則② 社会的責任・公正の実現

- あらゆるサービスを包摂する業種横断的ビジネスに問題が生じた場合の社会的影響の大きさに鑑みて、公正の確保を求める。
- 特に、個人参加型のプラットフォームを提供するビジネスに特有の責任として、参加者に対する消費者保護・安全確保など社会的責任を求める。

### Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会委員一覧

氏名	現職
生貝 直人	東洋大学経済学部総合政策学科 准教授
梅澤 拓	長島・大野・常松法律事務所 パートナー
翁 百合	日本総合研究所 理事長
加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究所 准教授
小塚 荘一郎	学習院大学法学部 教授
村井 純	慶応義塾大学環境情報学部 教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
柳川 範之 (座長)	東京大学経済学研究科 教授
唯根 妙子	一般財団法人日本消費者協会 専務理事
	五十音順 敬称略

※オブザーバー 個人情報保護委員会、金融庁信用制度参事官室、総務省情報通信政策課、消費者庁消費者政策課

### 未来投資戦略2018の関連記載

#### i) イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制に見直すことについて、関係省庁において連携しつつ検討を行い、法整備に向けた基本的な考え方について、本年度中に中間整理の取りまとめを目指す。

#### ii) プラットフォーム選択環境の整備

新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。

このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能なAPI開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和(参入要件の緩和等)、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保などについて、関係省庁で検討し、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。

### 3. 商取引ルールの検討方向性（概要）

- 「CtoC市場の出現」、「データの利活用等」という商取引環境の変化を踏まえ、「イノベーションの促進」、「プラットフォームによる社会的責任・公正性」の観点から適切な商取引環境の整備のあり方を検討（Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会）。概要は、以下の通り。

基本原則  
商取引環境の変化

#### イノベーション促進

#### 社会的責任・公正の実現

CtoC市場の出現

- 現行法制上、「個人」が供給者となることが想定されておらず、個人によるサービス供給や財の共有が事実上困難な場合あり。
- プラットフォームが一定の社会的責任を果たすことを前提に、個人という供給主体の参加を正面から位置付け、適切なCtoC市場ルールのあり方について検討する必要。
  - ① CtoC市場毎に、機能・リスクの特殊性を踏まえたルールの整備
  - ② プラットフォーマーのマッチング機能全般に係る横断的なルールの整備

- 供給者が個人であるというCtoC市場の特殊性を踏まえ、買い手・売り手双方の「個人」への保護が必要であり、市場提供者たるプラットフォームに一定程度の社会的責任を期待。
- プラットフォーマーには、安全安心な取引環境を整備するインセンティブが存在。プラットフォームによる自主的な取組みの促進が重要。
- 新たな市場参入者や海外プラットフォームにも同等の自主的な取組の実施を促す。

データ等の利活用

- 今日の技術の発展やデータの利活用が想定していない現行規制の一律な適用が、事業者による技術やデータの実践的活用を阻害する要因となっている場合あり。
- イノベーション促進の観点から、こうした規制の見直しを検討する必要。
  - ① 代理・媒介概念の整理
  - ② 効率的なKYCプラットフォームの構築
  - ③ 信用能力調査の見直し
  - ④ トランザクションレンディングの促進
  - ⑤ 資金移動業の100万円上限の見直し
  - ⑥ 資金移動口座への給与振込
  - ⑦ Regtech/Suptech導入に向けた検討

- 情報が集積するという特性等から巨大化し寡占化・独占化するデジタル・プラットフォームが出現。
- デジタル・プラットフォームが設計・運営・管理するデジタル・プラットフォームのルールの透明性確保、デジタル市場における「公正かつ自由な競争」の再定義・再構築の必要性について検討が必要。
- デジタル・プラットフォームに関し、データ・ポータビリティやAPI開放といったデータ利活用ルールの要否・是非を検討する必要。

### 3-① CtoC市場におけるイノベーション促進

- 海外では、個人が余剰資金の貸付けを行うソーシャルレンディングや個人が旅客運送サービスを提供するライドシェアなど、**「個人」という新たな供給者の参加**により、様々なサービスが生じている。
- 現行法制の下では、個人が供給者となることが必ずしも想定されておらず、**個人によるサービス供給や財の共有が事実上困難**な場合がある。
- イノベーション促進の観点から、こうした**「個人」という供給主体の参加**を正面から位置付け、**適切なCtoC市場におけるルールのあり方について検討**を進める必要がある。

#### 実現のためのアプローチの方向性

- イノベーション促進の観点からは、**ルール整備の「スピード」と内容の「柔軟性」**が求められる。
- 早急に、**主要な事業領域毎にCtoC市場を前提としたルール整備**を進めつつ、それらに共通する要素を基に、**横断的なルール整備についてもその必要性を含め並行して検討**することが望ましい。

#### 【アプローチ1】 市場/事業領域毎にCtoCルールを整備（含：法整備）

- ◆ 例えば、個人による住宅の賃貸（旅行業に該当し得る。）について、プラットフォーム（マッチング事業者）をも取り込む形でルール整備をすることで秩序あるCtoC市場の創設を果たした住宅宿泊事業法のような先行事例。



同様に個人による資金の貸付けを可能とするソーシャル・レンディングその他のCtoC市場の創設についても同様に考えられないか。

#### 【アプローチ2】 マッチング機能全般に係る共通ルール（横断的なルール）の整備

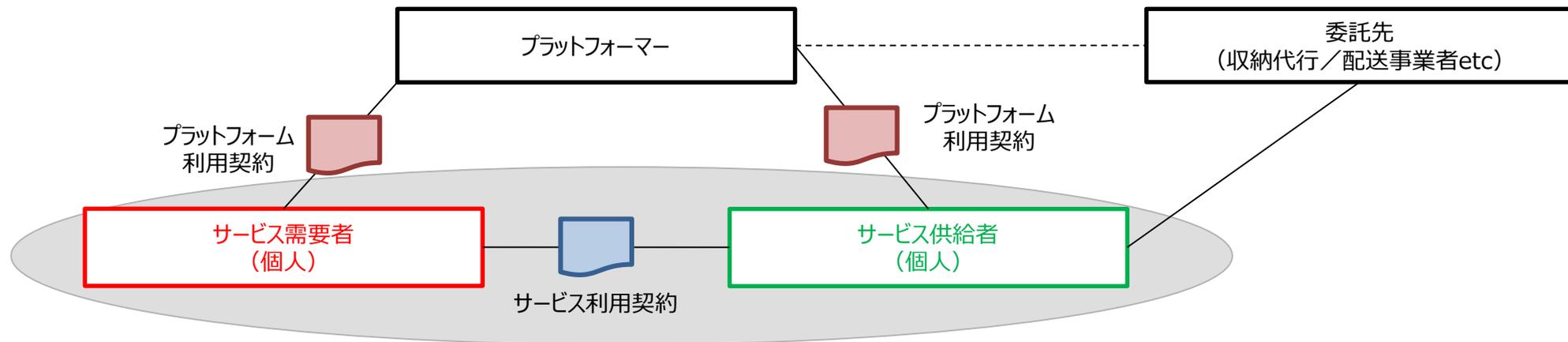
### 3-② データ等の利活用を通じたイノベーションの促進

- 現行法制上、技術の発展やデータの利活用が想定されておらず、その効果に関わらず、業法上の外形基準に基づき一律に規制が適用される場合があり、結果として、プラットフォームを始めとする事業者による技術やデータの実践的活用を阻害する要因となっている。
- イノベーション促進の観点から、こうした規制を対象に、既存立法の保護法益が適切に保護されていることを前提に、制度見直しを検討する必要。
- その際、「外形」に着目した規制ではなく「リスクベース」での規制（事業者の「性能」を柔軟に評価できる規制）となるように、又、事業者からニーズから規制見直しが乖離しないよう、具体的な実需を踏まえた検討が必要。

#### 【事業者からの具体的なニーズ】

	事業者ニーズ	委員会での議論
代理・媒介概念の整理	各事業における「媒介」該当性を明確化することによる負担軽減（業登録、行為規制対応が発生）	ガイドラインによる概念明確化・特にニーズの高い領域での特例措置
効率的なKYCプラットフォームの構築	犯罪収益移転防止法に基づく本人確認に係る対応コストの削減	本人確認情報のグループ間での共有/第三者機関による本人確認プラットフォームの構築
信用能力調査の見直し	新たな顧客層の拡大・信用能力プロセスの迅速化	信用能力調査の項目の柔軟化・申請手続の合理化
トランザクションレンディングの促進	中小事業者の短期資金ニーズにこたえるための環境整備	トランザクションデータを活用した安全な短期融資ビジネスの検討
資金移動業の100万円上限の見直し	銀行が専業としている100万円超の送金（例：海外送金（留学費や医療費、高額商品の決済など）や中小企業の事業性送金）の資金移動事業者への開放	現行規制のもとで資金移動事業者による100万円上限の見直し
資金移動口座への給与振込	資金移動アカウントを用いた、給与支払いからのシームレスな送金の実現	資金移動業者に開設したアカウントを給与払込みが可能な口座として追加
Regtech/Suptech導入に向けた検討	事業者による技術活用を通じた、複雑化する規制やコンプライアンス対応へのコスト削減・規制当局の監督検査業務の高度化	体制整備とあわせ、産官関係者による対話を通じて、早急に導入に向けた議論を開始

### 3-③ CtoC市場の創設に伴うプラットフォーマーの社会的責任



#### ◆ サービス需要者（買い手）の保護

##### 【保護の必要性】

- 供給者が個人であるため、消費者保護法の適用が認められない場合があり得る。
- 供給者が個人である場合には、レピュテーションリスクによる自主的統制機能が働かない可能性がある。

##### 【検討の方向性】

- 安全安心な取引環境を整備するインセンティブを構造的に有するプラットフォーマーに一定程度の社会的責任・公平性を期待。
- 現時点においては、自主的取組が機能しているとの評価が可能でありその促進が重要。
- 引き続き、CtoCサービスによる消費者被害の動向を注視。

#### ◆ サービス供給者（売り手）の保護

##### 【保護の必要性】

- 収納代行業者や配送業者のサービスは、現状は必ずしも「個人」による利用を念頭に置いたサービス設計となっていない。
- シェアリングエコミーサービスを通じて財の共有サービスを提供する場合、売買契約とは異なり、供給者たる個人が需要者の行為により財産的被害を被るリスクがある。

##### 【検討の方向性】

- 原則として、両当事者間で解決すべきだが、プラットフォーマーが特定の委託先の利用を指定するなど、何らかの関与をしたと認められる場合には、プラットフォーマーに対しても、関与の度合いに応じた一定の責任を求め得る。
- シェアリングエコミー認証制度においてリスクベースでの利用者保護措置を求めていることを前提に、プラットフォーマーによる自主的な取組や外部評価の枠組みの活用等を通じた安全・安心な環境整備を促していくことが重要。

### 3-④ データ等の利活用事業者における社会的責任・公正性

「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理（案）を参考にスマートコマース小委員会事務局で作成

- デジタル・プラットフォームは、社会経済にとって不可欠なものとなる一方、情報が集積するという特性等から巨大化し寡占化・独占化を果たす傾向。
- こうした特殊性を踏まえつつ、「公正性の観点からのルール」及び「情報利活用ルール」を検討することが重要。

#### 1. プラットフォーマーの概念

プラットフォームは、社会経済にとって不可欠なものとなる一方、**情報が集積するという特性等から巨大化し寡占化・独占化**を果たすという特殊性を踏まえたルールの適用対象を画するにあたっては、**ICTやデータを活用して第三者に「場」を提供する事業者を広く対象**として捉えるべき。

⇒ 「**デジタル・プラットフォーム**」と呼称。

#### 2. 公正性の確保

デジタル・プラットフォームが設計・運営・管理するデジタル・プラットフォームのルール（コード／アーキテクチャー）の透明性確保に向けて取り組むことが重要。

- 対事業者との関係性での透明性・公正性
  - 対消費者（個人）との関係性での透明性・公正性
- という視点を持つことが重要。
- また、公正性を実現するためのルール整備を考えるにあたっては、規制当局がデジタル・プラットフォームと事業者／消費者（個人）それぞれの間での取引実態を正確に把握することも重要。

加えて、事後規制としての競争法の重要性に鑑み、国際的な議論を踏まえつつ、デジタル市場における「**公正かつ自由な競争**」の再定義・再構築の必要性について検討すべきではないか。

#### 3. 情報利活用ルール

- イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備する観点から、データを集中的に蓄積し、かつ、社会経済に不可欠な基盤を提供するような事業者について**データ・ポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの要否・是非を検討**する必要性。
- 今後あらゆるものがインターネットに接続されることで、データの集積・分析が人々の生活を支配するような状況も生じ得ることに鑑みると、**自己決定権を始めとする個人の保護を実現する観点**からデータの移転・開放ルールの整備を考える視点も重要。